

報道資料

平成13年11月13日
総務省消防庁

風俗営業の用途に供する営業所を含む防火対象物の防火安全対策
における風俗営業行政との連携

東京都新宿区歌舞伎町の雑居ビル火災の重大性に鑑み、風俗営業を含む防火対象物の防火安全確保を図るため、消防庁は、警察庁生活安全局生活環境課及び国土交通省住宅局建築指導課と協議の上、各都道府県消防主管部長に対して、平成13年11月12日付けで下記事項を内容とした通知を発出しました。

記

- 1 風俗営業の許可や変更の承認の申請に係る風俗営業施設を含む防火対象物が、消防法令等に違反する疑いがあるとして、その確認が消防機関にあった場合の対応については以下のとおりとする。
 - (1) 確認があった防火対象物については、早急に立入検査等を実施するなどして実態の把握を行い、警察機関に回答を行うとともに、是正措置が必要となる防火対象物については、速やかに許可申請者等に接触し、是正指導を行う。
 - (2) (1) の是正指導に応じない場合は、警察機関と連携を図り、刑事告発を行うことを含め、消防機関において適切な措置を講じる。
- 2 消防機関と警察機関及び建築行政機関の相互の行政目的の達成に資するよう警察機関、建築行政機関と十分協議し、調整して、風俗営業の許可等に際して平素より警察機関、建築行政機関と連携を図るための仕組みを整備する。
- 3 消防機関の行う立入検査等を通じて、無許可で風俗営業の用途に供されている疑いのある防火対象物を発見した場合や重大な消防法令違反を指摘した場合は、警察機関にその旨を連絡するほか、必要に応じ関係行政機関の職員との合同立入り等を実施するなど、各都道府県の実情に応じ、関係行政機関双方の行政目的に資するよう、関係行政機関との連携を図るように努める。

連絡先
予防課 勝見補佐・石井係長
電話 03-5253-7523 (直通)
03-5253-7533 (代表)
内線 7654・7665